

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

R5予算

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金	286,305	千円
【歳出】社会保障施策に要する経費	330,500	千円

(単位:千円)

区 分		経 費	財 源 内 訳		
			特定財源	一 般 財 源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	児童福祉、 母子福祉、 高齢者福祉、 障害者福祉等	83,853	1,464	82,389	81,566
社会保険	国民健康保険、 介護保険、 後期高齢者医療	85,921	39,423	46,498	46,034
保健衛生	医療に係る施策、 疾病の予防対策、 健康増進対策等	160,726	420	160,306	158,705
合 計		330,500	41,307	289,193	286,305

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※この表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)に基づき、社会保障施策に要する経費に充てるものとされた引上げ分の消費税等に係る地方消費税交付金について、その使途を明確にするものです。